土地改良法施行令の一部を改正する政令案の概要

令 和 5 年 2 月
農林水産省農村振興局

Ⅰ　趣　旨

土地改良法の一部を改正する法律（令和４年法律第９号。以下「改正法」という。）により、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に土地改良区の組織変更の制度が創設され（法第76条から第76条の16まで）、当該改正事項については、改正法の公布の日（令和４年３月 31 日）から１年６月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとされている（改正法附則第１条ただし書）。

また、法に基づく土地改良事業については、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）において、具体的な事業メニューが列挙され、事業メニューごとに申請要件や国の補助率等が定められており、令和５年度予算案において、事業の要件の追加等をすることとしている。

このため、令について、これらの措置に必要な改正を行うこととする。

Ⅱ　改正案の概要

※　（２）については、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第３号及び第８号に該当するため、本件意見公募手続の対象ではない。

（１）土地改良区から一般社団法人への組織変更に関する登記について

改正法により土地改良区から一般社団法人への組織変更の制度が創設されたことに伴い、組織変更の登記が政令によることとされたことから（法第 76 条の７）、令に登記事項、登記の申請書の添付書面の規定を整備することとする。

（２）その他

令和５年度予算案の執行に伴う土地改良事業の申請要件等の整備や、改正法の施行等に伴う関係法令の規定の整備を行う。

Ⅲ　施行期日

令和５年４月１日